

東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者募集要領

東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者の募集については、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年東京都条例第 144 号。以下「条例」という。）、東京都中央卸売市場条例施行規則（昭和 46 年東京都規則第 273 号）及び「関連事業者の募集並びに関連事業者としての業務の適格性の調査及び審査に関する要綱」（平成 6 年 9 月 26 日付 6 中管経第 342 号）に基づくほか、この要領に基づくものとします。

1 市場の名称及び位置

名 称	東京都中央卸売市場世田谷市場
位 置	東京都世田谷区大蔵一丁目 4 番 1 号

2 募集する業務、種類及び内容並びに募集数

- | | | |
|-----|-------|---|
| (1) | 業 務 | 物販・飲食業務 |
| | 種 類 | 関連食料品等販売業又はその他販売業
(関連食料品等販売業)
関連食料品等販売業
(その他販売業)
たばこ菓子類販売業
薬化粧品等販売業
事務用品販売業
コンビニエンスストア |
| | 募 集 数 | 最大 1 業者 |
-
- | | | |
|-----|-------|---------|
| (2) | 業 務 | 物販・飲食業務 |
| | 種 類 | 飲食業 |
| | 内 容 | 飲食業 |
| | 募 集 数 | 最大 1 業者 |

3 店舗の位置、面積及び内容

- | | | |
|-----|-----|---|
| (1) | 位 置 | 関連事業者棟店舗 |
| | 面 積 | 41.4 m ² (1 階店舗)
40.5 m ² (2 階倉庫又は事務室) |
| | 内 容 | 関連食料品等販売業又はその他販売業 |

- | | | | |
|-----|---|---|---------------------|
| (2) | 位 | 置 | 南棟5階関連事業者店舗 |
| | 面 | 積 | 75.4 m ² |
| | 内 | 容 | 飲食業 |

4 募集に当たっての条件

(1) 関連食料品等販売業

関連食料品等販売業を行う関連事業者に係る市場施設の使用許可をする場合、以下の当該市場の主な取扱品目を取り扱うものについては、既に使用許可を受けている者を除き、条例第17条の規定に基づき、新たな許可を行わないものとする。

- | | | |
|---|-----|-----------------------|
| ア | 青果物 | 野菜、果実及びこれらの加工品、つけ物、鳥卵 |
| イ | 花き | 花き |

(2) たばこ菓子類販売業

- ア 店内での調理は不可。
- イ 店内での飲食は不可。(イートインスペース設置不可)
- ウ 市場開場日の6時から13時までには必ず営業すること。(祝日や年末年始も市場開場日となることに留意すること。詳しくは東京都中央卸売市場ホームページのカレンダー参照。)

※市場開場日＝「青果及び花きの両方もしくは片方が開場の日」

(3) コンビニエンスストア（以下、「コンビニ」という）

- ア コンビニ運営会社又はコンビニ運営会社とフランチャイズ加盟店契約を締結している者（東京都から施設の使用許可がされる日までに締結する見込みの者も可）が応募し、応募者が店舗の運営を行うこと（コンビニ運営会社が応募し、フランチャイズ加盟店契約を締結している者に運営を任せることは不可）。
- イ 市場開場日の6時から13時までには必ず営業すること。(祝日や年末年始も市場開場日となることに留意すること。詳しくは東京都中央卸売市場ホームページのカレンダー参照。)

※市場開場日＝「青果及び花きの両方もしくは片方が開場の日」

(取り扱い不可商品)

- ・東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和39年8月1日条例第181号）第3章の規定に抵触する図書の販売は禁止。

(4) 飲食業

- ア 軽食であれば、提供するメニューは自由とする。(軽食とは、コーヒー、サンドイッチ、パスタなど、手軽に食べられるもの)
- イ 軽食以外のメニューを提供する場合は、できるだけ既存の飲食業店舗で提供しているメニューと重複しないようにすること。
- ウ 店内で飲食できるようにテーブル、椅子等を置くこと。

エ 市場開場日の6時から13時までは必ず営業すること。(祝日や年末年始も市場開場日となることに留意すること。詳しくは東京都中央卸売市場ホームページのカレンダー参照。)

※市場開場日＝「青果及び花きの両方もしくは片方が開場の日」

5 募集受付

(1) 受付期間

令和8年7月24日(金曜日)から令和8年7月31日(金曜日)まで
(土日祝日を除く平日。)

(2) 受付時間

受付期間の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 受付場所

東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号

東京都中央卸売市場世田谷市場

南棟7階東京都事務室

※申込書は、東京都事務室で配布するほか、東京都中央卸売市場ホームページにも掲載

6 応募手続

応募者は、別紙1に掲げる書類を添付して提出してください、ただし、郵送その他配送又はメールやUSB等によるデータ提出は不可とします。

また、提出書類については、合否にかかわらず返却いたしません。

7 応募資格要件

(1) 応募者が個人の場合

ア 業務資金を200万円以上有している者

イ 募集対象の業務経験を3年以上有している者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 応募者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(ウ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経

過しない者であるとき。

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらを「暴力団員等」という。）であるとき。

(オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(カ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

(2) 応募者が法人の場合

ア 業務資金を200万円以上有している者

イ 募集対象の経験を3年以上営んでいる者

ウ 条例に定める次の欠格条項に該当していない者

(ア) 破産者で復権を得ないものであるとき。

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。

(ウ) 条例第64条第1項、第2項又は第4項の規定により、市場施設の使用の許可の全部の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(エ) 法人の業務を執行する役員が、暴力団員等であるとき。

(オ) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

(カ) その業務活動について暴力団員等により支配を受けている者であると認められるとき。

8 選考方法

応募者に対する選考は、業務経験、応募動機、経営状況、経営姿勢、将来性、市場に対する理解度等について、書類審査及び面接により行います。

9 応募者説明会

(1) 日 時 令和8年7月23日（木曜日）午後2時00分から

(2) 場 所 東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号

東京都中央卸売市場世田谷市場内

東京都第一会議室（南棟7階）

1 0 面接日時及び場所

(1) 日 時 面接の日時については、別途通知します。

(2) 場 所 東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号
東京都中央卸売市場世田谷市場内
東京都第一会議室（南棟7階）

※面接の日時及び場所は、応募状況によって東京都庁内会議室に変更することがあります。

1 1 選考結果

応募者への合否の通知は、面接実施から2週間を目途に書面で行います。

1 2 その他

(1) この選考に合格した者を関連事業者として内定したものとします。ただし、内定者が提出した書類に虚偽があったとき又は誓約書に違反したときは、許可の内定を取り消すことがあります。

なお、条例に基づく市場施設の使用許可の手続は、使用開始時までに変更して行います。使用許可の開始日は、令和8年8月中を予定しています。

(2) 募集店舗は原状回復がなされているため、営業に必要な設備等は、条例等に基づく使用許可を受けた後に、造作工事の申請に対する承認を受けた上で、応募者が自身の負担で施工する必要があります。

(3) 水道、ガス（都市ガス）の利用に関しては、応募者自身で契約を行う必要があります。

(4) 施設使用料、市場保証金、店舗使用可能基本電気容量、ガス設備規格、水道設備規格は、（別紙2-2～別紙2-4）を参照して下さい。

(5) 今回の募集で合格した者が使用できる店舗は1者当たり1店舗までとします。なお、使用を希望する店舗については、希望が重複した場合、選考結果の上位者を優先します。

(6) 営業に必要な免許及び許可については、次のとおりとします。

ア 食品衛生法に基づく営業許可や届出は、取扱品目、営業の形態により、食品衛生法に基づく営業許可の取得や届出が必要な場合があります。営業許可を取得する場合は、内定者自身が定められた施設基準に合致した造作をする必要があります。

イ 食品衛生法等の関係法令を遵守し、必要な措置を講じた上で営業を行う必要があります。

1 3 問合せ先

東京都世田谷区大蔵一丁目4番1号 東京都中央卸売市場世田谷市場
業務管理担当 菅原
TEL 03-3417-0131(直通)

申込書に添付する書類

1 応募者が個人の場合

- (1) 東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者募集申込書
- (2) 履歴書（別記第 2 号様式）及び写真
- (3) 資産調書（別記第 6 号様式）
- (4) 住民票の写し（※ 1）
- (5) 区市町村長の発行する身分証明書（※ 1）
- (6) 印鑑証明書（※ 1）
- (7) 当該事業開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 号様式）
- (8) 応募者が、条例第 4 3 条第 5 項第 2 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に該当しないことを誓約する書面（別記第 4 0 号様式）
- (9) 金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- (10) 直近年度の所得税の確定申告書の写し

2 応募者が法人の場合

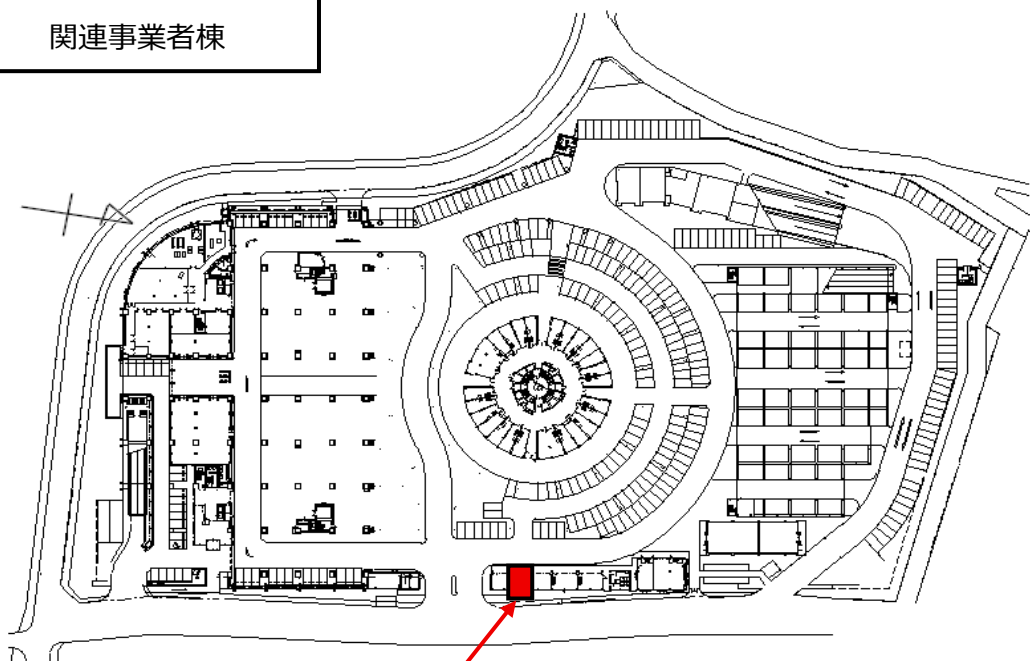
- (1) 東京都中央卸売市場世田谷市場関連事業者募集申込書
- (2) 定款又は規約の写し
- (3) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（※ 2）
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書
- (6) 当該事業年度開始の日以後 2 年間ににおける事業計画書（別記第 7 号様式）
- (7) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面（別記第 9 号様式）
- (8) 役員名簿（別記第 1 0 号様式）
- (9) 法人の印鑑証明書（代表取締役印）（※ 1）
- (10) 業務を執行する役員につき、区市町村長が発行する身分証明書（※ 1）
- (11) 法人の代表者の履歴書（別記第 2 号様式）及び写真
- (12) 業務を執行する役員が条例第 4 3 条第 5 項第 2 号及び第 5 号から第 8 号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面（別記第 4 0 号様式）（※ 3）
- (13) 法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書（※ 4）
- (14) 直近の法人事業税の納税証明書

- ※1 申込日前3か月以内に発行されたもの。
- ※2 申込日前6か月以内に発行されたもの。
- ※3 履歴事項全部証明書に記載のある役員全員分必要。
- ※4 申込日前1か月以内に発行されたもの。

施設位置図

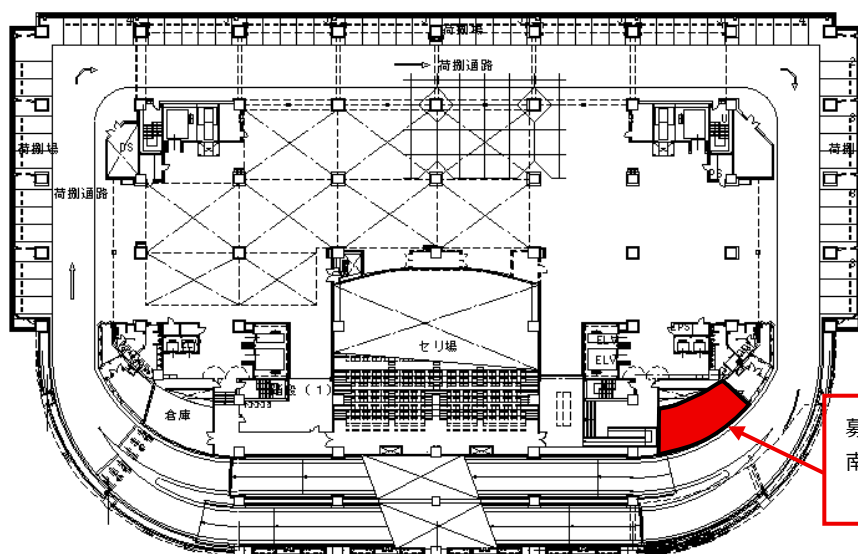
別紙2 - 1

関連事業者棟



募集位置1 要項3(1)
関連事業者棟店舗
関連食料品等販売業又は
その他販売業 1事業者

南棟5階



募集位置2 要項3(2)
南棟関連事業者店舗
飲食業 1事業者

(別紙 2 - 2)

施設使用料及び市場保証金について

東京都中央卸売市場条例に基づく、施設使用料及び市場保証金は次表のとおり。

	場所	面積	適用使用料	使用料月額 (税込) ※ 1	市場保証金 ※ 2
1	関連事業者棟店舗 (関連食料品等販売業又は その他販売業)	1 階店舗 41.4 m ²	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² ・月)	100,643 円/月	572,000 円
		2 階倉庫 40.5 m ²	倉庫 1 ※ 3 (1,048 円/m ² ・月)	42,444 円/月	
2	南棟関連事業者店舗 (飲食業)	75.4 m ²	関連事業者営業所 (2,431 円/m ² ・月)	183,297 円/月	733,000 円

※ 1 消費税は 10 % で計算しています。

※ 2 市場保証金は使用料月額の 4 か月分です。

※ 3 2 階は事務室等としての使用も可とします。その場合の適用使用料は、
使用内容等について聞き取り調査を行い決定します。

(別紙 2 - 3)

店舗使用可能基本電気容量について

	場所	電力量	
		電灯(単相)	動力(三相)
1	関連事業者棟店舗 (関連食料品等販売業又は その他販売業)	4.0 kW 電灯回路 (主幹) 50AF / 50AT	3.0 kW 動力回路 (主幹) 50AF / 50AT
2	南棟関連事業者店舗 (飲食業)	12.5 kW 電灯回路 (主幹) 100AF / 100AT	32.0 kW 動力回路 (主幹) 225AF / 175AT

※店舗機器設置に伴う電気設備について

記載の電力量は、借用範囲で接続可能である機器消費電力の合計値です。

(別紙 2 - 4)

ガス設備規格、水道設備規格について※ 1

	場所	ガス設備規格	水道設備規格
1	関連事業者棟店舗 (関連食料品等販売業 又はその他販売業)	なし	13m/m
2	南棟関連事業者店舗 (飲食業)	なし※ 2	30m/m

※ 1 水道、ガス（都市ガス）の利用に関しては、応募者自身で契約を行う必要があります。

※ 2 「南棟 5 階関連事業者店舗」（飲食業）については、現在、熱源は電気のみです。ガスを使用するには、別途、ガス管（都市ガス 13A）の引き込み工事が東京都において必要となり、施工日数を要しますのでご承知おき下さい。